

栃木県環境森林部リサイクル製品利用指針

(目的)

第1条 「栃木県環境森林部リサイクル製品利用指針（以下「指針」という。）」は、「栃木県リサイクル製品認定制度実施要綱」に基づき認定された製品（以下「とちの環エコ製品」という。）の利用促進を図るため、栃木県環境森林部が発注する設計業務及び工事において、その運用等の必要事項を定めるものである。

(指針の適用)

第2条 工事に携わる者（設計業務及び工事の発注者及び受注者）は、この指針に基づき業務を実施するものとする。

2 設計業務又は工事を発注する場合は、指針に従って実施されるよう設計図書にこの指針を位置づけなければならない。

(設計段階における利用の検討)

第3条 設計業務の受注者は、「とちの環エコ製品」の利用についての検討を行い、「リサイクル計画書（詳細設計）」を作成し業務成果品として提出するものとする。

(利用上のグループ区分の設定)

第4条 「とちの環エコ製品」の利用促進を図るため、コスト・施策的な配慮事項を考慮し、次の利用上のグループ区分を設定するものとする。

Aグループ：個別に利用方法を定める製品

Bグループ：一般資材として率先利用を図る製品

Cグループ：試験的な利用も含めて利用検討を図る製品

(Aグループと区分された製品の利用)

第5条 Aグループとして区分された「とちの環エコ製品」については、それぞれに定められた方法により、利用するものとする。

(Bグループと区分された製品の利用)

第6条 工事の設計、積算を行う者（以下「工事設計積算者」という。）は、Bグループとして区分された「とちの環エコ製品」の利用については、品質・性能等を考慮し、一般資材として率先利用をするよう努めるものとする。

2 工事の受注者（以下「工事受注者」という。）は、設計図書で「とちの環エコ製品」利用が指定されていない場合においても、「とちの環エコ製品」が利用可能なときは、積極的に利用するように努めるものとする。なお、その場合、利用する旨について、文書（使用材料承認願等）として監督員に提出し承認を得るものとする。

また、工事受注者は、設計図書で「とちの環エコ製品」の利用が指定されている場合でその調達が困難なときは、他の「とちの環エコ製品」又は新材品等に代替するものとする。

なお、その場合、それらの製品を利用する旨について、文書（使用材料承認願等）として監督員に提出し承認を得るものとする。

(Cグループと区分された製品の利用)

第7条 工事設計積算者は、Cグループとして区分された「とちの環エコ製品」の利用については、品質・性能等を考慮し、予算の範囲内で利用について積極的に検討するよう努めるものとする。

なお、利用する場合は、「とちの環エコ製品」の利用を設計図書で指定するものとする。

2 工事受注者は、設計図書で「とちの環エコ製品」の利用が指定されている場合でその調達が困難なときは、他の「とちの環エコ製品」又は新材品等に変更するものとする。

なお、その場合、それらの製品を利用する旨について、文書（使用材料承認願等）として監督員に提出し承認を得るものとする。

(利用手順書)

第8条 工事における実際の利用については、利用区分及び積算基準等の細目を定めた利用手順書によるものとする。

(利用状況の把握)

第9条 「とちの環エコ製品」の利用状況について、工事受注者は、「リサイクル製品利用実績書」を作成し、工事完成時に再生資源利用実施書に添付して提出するものとする。

(所掌)

第10条 この指針に関する事務は、森林整備課において所掌する。

附 則

この指針は、令和3(2021)年3月1日より施行する。